



政策

1

# 「人づくり」

～豊かなこころアップ！～

真岡

## 施策の体系

- 施策 1-1 確かな学力の育成
- 施策 1-2 心の教育と健やかな体づくり
- 施策 1-3 国際化に対応した教育
- 施策 1-4 生涯学習の推進
- 施策 1-5 青少年の健全育成
- 施策 1-6 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- 施策 1-7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承
- 施策 1-8 国際交流の推進

施策  
1-1

## 確かな学力の育成

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 児童生徒の学力が向上しています。
- 教員の指導力が向上しています。



### 現状と課題

#### 現状

本市では、全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査と併せて、本市独自の総合学力調査を実施し、学力の定着度を把握・分析して授業の改善を行っているほか、ICTを活用した授業やデジタルドリルを活用した学習に取り組んでいます。

学校施設については、老朽化が進む中、各種保守点検や修繕等を適宜実施し、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。

学校と地域住民等が一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域の連携が深まり、子どもたちを育む力を高めるなど教育活動や地域活動の充実が見込まれます。

また、教育の質の向上及び教職員の負担軽減のため、ICTの活用による事務の効率化等に取り組んでいます。

なお、中学生においては、社会的な自立に向けて、中学生リーダー研修、マイチャレンジ推進事業など、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を行っています。

児童生徒数の減少により、数年後に、一部複式学級となる学校が出てくることが予想されます。

#### 課題

- 思考力、判断力、表現力等の育成
- 教員一人ひとりのICTを活用した指導力の向上
- 学校施設の適正な維持管理と安全性、快適性の確保
- コミュニティ・スクールの導入・活性化による学校・家庭・地域の連携強化
- 教職員の働き方改革の推進
- 社会的な自立に向けて発達段階に応じたキャリア教育の研究
- 児童生徒数の減少を踏まえた学校の適正配置を含めた在り方の検討

### 全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査結果 栃木県との比較

|                 |                                             | 単位   | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|---------------------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学習状況調査<br>全国学力・ | (小6)<br>県教科合計平均正答率との差                       | ポイント | - 2.5 | 実施なし  | + 1.5 | + 0.6 | + 1.1 |
|                 | (中3)<br>県教科合計平均正答率との差                       | ポイント | + 2.0 | 実施なし  | - 1.5 | + 1.0 | - 1.8 |
| 学習状況調査<br>とちぎっ子 | (小5)<br>3教科合計平均正答率の県との差<br>(国語、算数、理科)       | ポイント | - 0.8 | 実施なし  | + 1.2 | + 1.6 | + 2.0 |
|                 | (中2)<br>5教科合計平均正答率の県との差<br>(国語、社会、理科、数学、英語) | ポイント | + 2.3 | 実施なし  | + 2.0 | + 0.2 | + 1.4 |

### 主な取組

#### ① 学校教育の充実と教員の指導力の向上

- 真岡市総合学力調査の結果を分析し、授業の改善につなげるとともに、真岡市学力向上推進研修会の実施、教職2～4年目の教員等を支援する研修等の充実を図ります。

#### ② 教育環境の整備・充実

- 学校施設の適正な維持管理とICT機器・ネットワーク環境の整備により、安全で快適かつ効果的・効率的な教育環境の整備・充実を図るとともに、児童生徒数の減少による学校の適正配置を含めた在り方について検討します。

#### ③ 学校・家庭・地域の連携強化

- コミュニティ・スクールの全校導入により、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を整備します。

#### ④ 教職員の働き方改革の推進

- 教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校の業務改善に関する取組を推進し、時間外労働時間の削減を図ります。

#### ⑤ キャリア教育の推進

- 社会的な自立に向けて、中学生リーダー研修、マイチャレンジ推進事業など、生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めます。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名                                              | 単位   | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|--------------------------------------------------|------|----------------|-----------------|
| 1    | 小5とちぎっ子学習状況調査における3教科合計平均正答率の県との差(国語、算数、理科)       | ポイント | + 2.0          | + 2.0           |
| 2    | 中2とちぎっ子学習状況調査における5教科合計平均正答率の県との差(国語、社会、理科、数学、英語) | ポイント | + 1.4          | + 2.0           |

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

＊児童生徒の学力向上を図るため、教育環境の整備を推進します。

#### 市民の心構え

＊学校、家庭、地域と連携して、確かな学力を有する人間性豊かな子どもを育成します。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3-⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進



施策  
1－2

## 心の教育と健やかな体づくり

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 児童生徒に、生命や人権を尊重する、人を思いやる心や豊かな心が育まれています。
- 児童生徒の、基礎体力や運動能力が向上しています。

### 全国体力・運動能力、生活習慣等調査における体力合計点※の全国との比較

|                   | 単位   | 令和元年度  | 令和２年度 | 令和３年度  | 令和４年度  | 令和５年度  |
|-------------------|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 小５男子              | ポイント | － 2.61 | 実施なし  | － 1.71 | － 0.92 | ＋ 0.75 |
| 小５女子              | ポイント | － 0.43 | 実施なし  | － 0.75 | ＋ 1.37 | ＋ 1.03 |
| 中２男子              | ポイント | － 0.21 | 実施なし  | ＋ 0.53 | － 1.71 | ＋ 0.48 |
| 中２女子              | ポイント | ＋ 1.86 | 実施なし  | ＋ 0.77 | ＋ 1.69 | ＋ 2.20 |
| 真岡市の体力合計点（80 点満点） | ポイント | 49.9   | 実施なし  | 48.9   | 48.9   | 50.0   |

※ 8 種目の記録をそれぞれ 10 点満点で採点した合計点数

### 主な取組

#### ① 情操と道徳性の育成

- 児童生徒の道徳性を育成するため、道徳の授業を推進するとともに、教員に対する道徳教育の研修を行います。
- 児童生徒が心豊かにたくましく生きることができるよう、集団活動や宿泊学習などの様々な体験活動の充実を図ります。

#### ② 教育相談の充実と不登校児童生徒への支援

- 児童・生徒指導や悩み事相談などの充実のため、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを適切に配置するとともに、「もおかライブラリー教室」における効果的な支援を行います。

#### ③ 特別支援教育の充実

- 特別支援教育を充実させるため、心理相談員や特別支援教育アドバイザーの派遣を行います。

#### ④ 運動習慣・生活習慣の定着化

- 児童生徒の基礎体力や運動能力を向上させるため、各学校における「真岡市体力向上プログラム」の実践や、家庭での運動習慣の定着化を目指す「真岡市チャレンジカード」の有効活用を推進します。

#### ⑤ 安全安心な給食の提供と食育の推進

- 安全で安心な給食を提供するため、児童生徒の健康な成長に必要な栄養のバランスに配慮しつつ、詳細な献立表の配布や除去食の提供、教職員への緊急時の対応研修の実施などに努めます。
- 児童生徒が健全な食生活を実践できるよう、給食時や学級活動において、学校栄養教諭等による食育を進めます。

#### ⑥ 学校部活動の地域移行に向けた取組の推進

- 部活動については、地域等の人材を活用した専門的な技術指導ができる部活動指導員の配置を進めるほか、地域が主体となって行う地域クラブ活動への移行などに努めます。

### 現状と課題

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | <p>社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあって、子どもを取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化しています。</p> <p>全国的に、心理的・情緒的・身体的な要因などを背景とする不登校の児童生徒が増加傾向にあるほか、特別支援教育の対象となる子どもが増加しています。不登校児童生徒への対応として本市では、「もおかライブラリー教室」を市内 2 か所に開設しています。</p> <p>体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がみられ、体力の低下が懸念されています。</p> <p>こうした中、本市では、心豊かでたくましい「もおかっ子」を育成するため、学校や地域での活動を中心に、道徳の授業や教育相談の実施、スポーツをする機会の確保、自然とのふれあいや様々な体験の場の提供などの取組を進めてきました。</p> <p>また、自然教育センターにおいては、市内の小学 3・4・6 年生及び中学 1・2 年生を対象に、自然とのふれあいや集団活動の体験の場となる宿泊学習を実施しています。</p> <p>なお、心身の健康の基礎となる食に関しては、食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられます。</p> <p>スポーツ庁では、休日の部活動について、段階的に地域に移行する方針を示しており、県においても移行プランが示されていることから、本市においても取組んでいく必要があります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 生命を大切にする心、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性の育成</li><li>● 子どもたちの悩みや不登校児童生徒への対応</li><li>● 運動機会の確保</li><li>● 特別支援教育における一人ひとりの教育的なニーズに応じた支援の提供</li><li>● 望ましい食習慣の形成、食物アレルギーを持つ児童生徒への適切な対応</li><li>● 部活動の地域移行に向けての取組の推進</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### 教育相談件数

|                             | 単位 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| スクールカウンセラーへの相談件数<br>(年間累計数) | 件  | 2,266 | 2,478 | 2,660 | 2,876 | 3,423 |



成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                                              | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|--------------------------------------------------|----|------------------|-------------------|
| 1        | 周りから認められていると感じている児童・生徒の割合 ※                      | %  | 91.2             | 95.0              |
| 2        | 全国体力・運動能力、生活習慣等調査における体力合計点<br>(80 点満点)           | 点  | 50.0             | 52.5              |
| 3        | 全国体力・運動能力、生活習慣等調査におけるアンケート「運<br>動が好き」と答えた児童生徒の割合 | %  | 79.5             | 83.0              |

※ WEBQU（児童生徒の学級満足度調査 WEB 版）より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- \* 生命や人権を尊重し、人への思いやりの心や集団生活のルールを学ぶ機会をつくれます。
- \* 安全・安心な給食の提供環境や、運動・スポーツを楽しめる環境を整えます。

市民の心構え

- \* 子どもたちに、他人を尊重する心や、一人ひとりが守るべき社会のルールを伝えます。
- \* 子どもたちへ食育を進めるとともに、地域が主体となったスポーツ活動に協力します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実

施策  
1-3

## 国際化に対応した教育

関連する SDGs



## 施策の目指す未来

- 児童生徒が、国際的な視野を持ち、外国語でのコミュニケーション能力が身についています。
- 子どもたちが、幼児期から英語でコミュニケーションを図る楽しさを体験しています。
- 外国人児童生徒が、適切な支援を受けることができます。

## 現状と課題

現  
状

グローバル化が進み、国際社会の共通言語である英語の重要性が高まっています。本市では、小学校において「外国語活動」や「外国語科」による英語を用いたコミュニケーション活動を充実させるとともに、小・中連携による系統的な英語力を育成する取組を進めています。

また、長期的な視点で国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、すべての中学校で海外の姉妹校等との教育国際交流を実施するほか、幼児期から遊びとして英語に触れ、小学校から始まる英語教育に円滑に移行するための環境を整えています。

本市においては、外国籍市民人口比の割合が県内で一番高い状況にあり、小中学校において、日本語を話せない外国人児童生徒の在籍も増加しており、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援が求められています。

課  
題

- 英語を用いたコミュニケーション能力の向上
- 教職員の英語指導力の向上
- 教育国際交流による児童生徒の異文化理解の促進と国際的な視野の育成
- 幼児期から英語に興味関心を持つための環境づくり
- 外国人児童生徒の日本語能力の向上と、その保護者との連携及び支援



## 小中学校の児童生徒数と外国人児童生徒数の推移

|                      | 単位 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童生徒数                | 人  | 6,761 | 6,638 | 6,562 | 6,476 | 6,364 |
| 外国人児童生徒数             | 人  | 283   | 301   | 316   | 309   | 291   |
| 児童生徒数に対する外国人児童生徒数の割合 | %  | 4.18  | 4.53  | 4.81  | 4.77  | 4.57  |
| 日本語指導を必要とする外国人児童生徒数  | 人  | 136   | 146   | 129   | 141   | 135   |

## 主な取組

## ① 英語教育の充実

- 児童生徒の英語に関する興味関心を高め、学習意欲の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用した英語授業の充実に努めるとともに、ALT との活動を通し、生きた英語を学ぶことができる「イングリッシュ・サマーキャンプ」への参加や、英語検定の積極的受検等を促します。



## ② 教員の指導力の向上

- 小中学校における英語指導力の向上を図るため、すべての小学校に英語指導力向上専門員を巡回配置するとともに、更なる授業力向上を目指し、中学校英語科の全教員を対象とした研修の充実を図ります。

## ③ 教育国際交流の推進

- 異なる文化を理解したグローバル人材を育成するため、すべての中学校において、海外の姉妹校等との生徒の派遣・受入れによる直接交流を実施するとともに、オンライン交流やメール交換などを通じた日常的な交流を実施します。

## ④ 幼児期の英語に触れ合う機会の提供

- 子どもたちが、幼児期から楽しんで英語と触れ合う環境づくりに向け、保育所等において、外国語指導助手（ALT）と共に学ぶ機会の提供や幼稚園等への独自プログラム実施の支援を進めます。

## ⑤ 外国人児童生徒及び保護者への支援

- 外国人児童生徒が、日本人児童生徒と共に学ぶ環境づくりに向け、日本語指導の充実や、進学に関する多言語での支援等に努めるほか、保護者と学校の円滑なコミュニケーションを図るため、面談時の通訳派遣や多言語による保護者連絡システムの効果的運用に努めます。

## 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                                                             | 単位   | 現状値<br>(令和５年度) | 目標値<br>(令和１１年度) |
|----------|-----------------------------------------------------------------|------|----------------|-----------------|
| 1        | 中２ 真岡市総合学力調査における英語の平均正答率の全国比との差                                 | ポイント | + 2.6          | + 2.7           |
| 2        | 中２ 真岡市総合学力調査「外国の人々との交流などを通して、外国の異なる文化に対する理解を深めようとしている」と答えた生徒の割合 | %    | 68.8           | 70.0            |
| 3        | 英語に触れ合うことで、英語への興味関心がみられた幼児の割合                                   | %    | 100            | 100             |

## 行政の役割と市民の心構え

## 行政の役割

- \* 国際交流や英語教育の充実にに向けた環境整備や指導者の人材確保に努めます。
- \* 外国人児童生徒や保護者に対する支援を行います。

## 市民の心構え

- \* 児童生徒は、異文化交流の場に積極的に参加し、外国語でのコミュニケーション能力を高めます。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- ３－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- ４－⑩：地域づくりの推進

施策  
1－4

## 生涯学習の推進

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 市民が生涯にわたり自主的、積極的に学習や読書などに取組んでいます。
- ライフステージに応じた学びの場が確保され、地域ぐるみで学び、育ち合う体制が構築されています。

### 現状と課題

#### 現状

本市の生涯学習事業については、市民憲章を柱に、教養、趣味、スポーツ・レクリエーション分野や環境、福祉、産業、健康など多種多様にわたっています。

赤ちゃんから青少年期、成人期に至る社会生活や家庭生活など、それぞれの場面に応じた、生涯学習の活動を推進するため、市の各部署・各施設において、様々な内容の講座を実施しています。また、地域の方や事業者を講師として招いたり、企業の社会貢献事業などにより、多種多様な事業の実施が可能となっています。

一方で、各社会教育施設の老朽化が進行していることから、市民の生涯学習の場を維持し、快適な学習環境を提供するため、施設の適切な維持管理が必要となっています。

地域に設置している公設の公民館では、地域公民館の地域のつながりづくり、生きがいくりにつながる活動の支援を行っていますが、地域公民館活動の地元の担い手は不足している状況です。

図書館では、真岡地区と二宮地区の拠点図書館が連携し、図書館サービスを提供しており、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づいて策定した「真岡市読書活動推進計画」により、読書推進のための取組や、だれもが読書できる環境づくりを進めています。

また、図書館機能、子育て支援機能、地域交流機能などの機能を持つ複合交流拠点施設「monaca」では、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が集い、様々な生涯学習の活動を行っています。

#### 課題

- 多種多様な分野にわたる生涯学習事業の推進
- ライフステージに応じたニーズを反映した生涯学習機会の提供
- 各社会教育施設の計画的な維持管理
- 公民館を通じた地域住民の交流の推進と担い手の育成
- すべての市民が生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくり
- 複合交流拠点施設「monaca」を生かした生涯学習の推進



### 生涯学習活動の実施状況

|                    | 単位 | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公民館等の利用人数 ※        | 人  | 225,200 | 104,404 | 144,557 | 163,819 | 178,987 |
| 公民館（分館含む）等の定例利用団体数 | 団体 | 194     | 184     | 173     | 160     | 155     |
| 市民講座参加者延べ人数        | 人  | 13,079  | 3,625   | 8,153   | 8,190   | 12,074  |
| 公民館事業参加人数          | 人  | 231,515 | 104,404 | 144,557 | 163,819 | 184,317 |
| 図書館利用延べ人数（入場者数）    | 人  | 227,946 | 133,910 | 144,649 | 161,394 | 162,279 |
| 図書貸出冊数             | 冊  | 268,672 | 236,635 | 243,033 | 254,266 | 243,127 |
| 図書館の貸出延べ人数         | 人  | 71,905  | 60,913  | 63,938  | 68,814  | 68,102  |

※公民館本館、青年女性会館、西分館、山前分館、大内分館、中村分館、二宮分館、生涯学習館、長沼会館、物部会館、さくらホール、野外活動センターの合計

### 主な取組

#### ① 多種多様な生涯学習の機会と活動の場の提供

- 青少年の健全育成、生涯スポーツ・レクリエーションの振興、文化芸術の振興や文化財の保護・継承と一体となった生涯学習事業を推進します。
- 子どもから高齢者まで、市民の様々なニーズに応じた活動の機会を提供するため、各種の出前講座や市民講座の開催、創作活動や鑑賞等の実施に努めます。
- 将来にわたり安全・安心に生涯学習施設が利用できるよう、インフラの老朽化対策を進める長寿命化計画を策定し、それに基づく適切な管理・運営を進めます。

#### ② 生涯学習成果の活用とひとづくり

- 学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、市民が学んだことを地域で生かすことができる環境の整備を目指します。

#### ③ 地域ぐるみでの継続的な生涯学習の支援

- 地域における学習や活動が積極的に展開されるよう、地域の公民館活動に対する支援を行います。
- 自治会、地域公民館、PTA等の地域の方々や学校、企業などの主体が、他の主体と連携して取り組んでいる活動等への支援を行います。

#### ④ 公民館を通じた地域住民の交流やネットワークを生みだす支援

- 市が設置した公設の公民館が主体となり、地域の公民館をつなぎ、住民の交流を活性化させ、それらの活動を支援します。

#### ⑤ 読書環境の充実

- 幅広い世代の人がだれでも気軽に読書に親しめるよう、本市の中央図書館である真岡市立図書館の利用環境の充実を図るとともに、二宮図書館や学校図書館と連携を強化することにより読書活動を推進します。
- 複合交流拠点施設「monaca」の特徴を生かして、子育て支援機能や地域交流機能と連携した多様な読書環境の充実を図ります。

#### ⑥ 交流の拠点となる施設を生かした生涯学習ニーズへの対応

- 複合交流拠点施設「monaca」が地域の文化とコミュニティの拠点となるよう、市内外からの利用者の交流はもとより、近隣施設や民間団体との事業連携など、幅広いアプローチにより事業を展開します。

成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名         | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|-------------|----|----------------|-----------------|
| 1        | 市民講座参加者延べ人数 | 人  | 12,074         | 上昇              |
| 2        | 公民館事業参加人数   | 人  | 184,317        | 上昇              |
| 3        | 図書館の貸出延べ人数  | 人  | 68,102         | 上昇              |

行政の役割

＊学習機会や学習の場の提供、学習環境の整備、図書館の利用環境の充実などに努めます。

市民の心構え

＊生涯にわたり自主的・積極的に、学習や読書などに取組めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4－⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策  
1-5

## 青少年の健全育成

関連する SDGs



## 施策の目指す未来

- 地域・家庭・学校が一体となって青少年を育てる環境が整備されています。
- 青少年が将来に夢や希望を持ち、心豊かにたくましく成長しています。

## 現状と課題

|        |                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | 全国的に、スマートフォン等の普及により、SNS を通じて青少年が犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しており、SNS 等による情報の氾濫への対応が求められています。                                                                                           |
|        | また、少子化・核家族化などの影響により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、地域では世代間交流の減少や地域のつながりの希薄化が進んでおり、ふるさとへの誇りや愛着を醸成するための活動への支援や、これからの地域を支える多様な担い手の育成が求められています。                                          |
|        | 本市においては、「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」を宣言しており、社会の変化により、社会環境に即応できる創造性あふれた人材が求められる中、その実現のための「家庭づくり」「仲間づくり」「まちづくり」を推進するものとし、地域、家庭、学校、行政等の連携による子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、放課後子ども教室などの事業を実施しています。 |

- |        |                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域、家庭、学校、行政等が一体となって子どもたちを見守っていく環境の整備</li> <li>● 青少年の安全・安心な居場所づくりの推進</li> <li>● 次代の担い手となる人材の育成</li> </ul> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## 青少年健全育成に関わる団体の状況

|                  | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------------------|----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 青少年健全育成連絡会（小学区数） | か所 | 14    | 14      | 14      | 14      | 14      |
| 少年指導員数           | 人  | 80    | 37      | 34      | 34      | 34      |
| ジュニアリーダースクラブ会員数  | 人  | 23    | 28      | 28      | 20      | 21      |
| 子ども会育成会数         | 単位 | 126   | 122     | 114     | 111     | 109     |
| 子ども会会員数          | 人  | 4,644 | 4,398   | 4,291   | 4,074   | 3,887   |

## 少年犯罪数及び補導数

|       | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------|----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 少年犯罪数 | 人  | 26    | 7       | 7       | 6       | 30      |
| 補導数   | 人  | 128   | 110     | 65      | 84      | 128     |

## 主な取組

## ① 青少年を見守り指導していく体制の強化

- 青少年の健全育成や非行防止を図るため、少年指導センターによる有害環境の浄化活動などの巡回指導の実施や、少年指導センターをはじめとする地域・学校防犯パトロール、警察、関係機関等と連携・協力しながら、地域全体で青少年を見守る環境づくりを推進します。



## ② 子ども会・育成会活動等の活発化

- 各地域の子どもたちが、異なる年齢の人々と関わり、様々な体験活動を行うことにより、社会で生きる力を身につけることができるよう、子ども会・育成会活動を推進するとともに、地域指導者の育成や地域での仲間づくりの取組に努めます。

## ③ 地域・家庭・学校等が一体となった健全育成の環境整備

- 地域における青少年の健全育成に向け、青少年健全育成連絡会の活動や、家庭教育学級、思春期学級等の学習機会の充実に努めます。
- 地域・家庭・学校の連携・協力により、地域における子どもたちの安全・安心な居場所となる、放課後子ども教室の運営を推進します。

## ④ 多様な分野でリーダーシップを発揮できる人材の育成

- ジュニアリーダースクラブなど各種団体の活動を支援し、各種事業やボランティア活動を通して、地域での次世代のリーダーとなる人材の育成を図ります。

## 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                               | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|-----------------------------------|----|------------------|-------------------|
| 1        | 将来の夢や目標を持っている青少年の割合 ※             | %  | 77.3             | 上昇                |
| 2        | 子ども会育成会に関する事業や青少年健全育成に関する事業への参加者数 | 人  | 2,918            | 3,000             |

※「全国学力・学習状況調査」に基づく小6・中3児童生徒質問回答より

## 行政の役割と市民の心構え

## 行政の役割

- \* 地域・家庭・学校とともに、青少年の健全育成を図るための支援や、青少年を取り巻く環境の整備に努めます。

## 市民の心構え

- \* 地域において青少年の健全育成の環境整備に努めます。
- \* 子ども会や育成会の活動に積極的に参加します。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3-⑦：結婚、妊娠・出産、子育ての支援

施策  
1-6

# 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

関連する SDGs



## 施策の目指す未来

■「市民ひとり1スポーツ」が定着しています。



## 現状と課題

現  
状

全国的に、社会環境や生活様式の変化に伴い、運動・スポーツをする機会の減少や体力・運動能力の低下がみられ、運動する子どもとしない子どもの二極化なども進んでいます。

本市においても、高齢化の進展とともに健康増進の取組が注目され、生涯スポーツ活動の重要性が増しています。一方で、地域の過疎化や地域経済の衰退が心配されており、スポーツによる地域活性化の機運向上が期待されています。

真岡市総合運動公園は、陸上競技場やテニスコート、弓道場などを配置した北ブロックの整備が完了し、南ブロックにおいても人工芝サッカー場（運動広場1）の供用を開始するなど、整備の進捗とともに利用者も年々増加しています。敷地全体の整備率は、令和7年春の市民球場（硬式兼軟式野球場）完成により82.7%に達します。しかしながら、市内の他のスポーツ施設は老朽化が進んでいるものもあり、適正な維持管理が求められているほか、利用に関する様々な要望も寄せられています。

令和4年度には、栃木県を開催地として全国障がい者スポーツ大会が行われ、本市も会場の一つとなったものの、その後は障がい者スポーツの普及が進んでいるとは言えない状況です。

課  
題

- 多くの市民が取組める運動機会の創出
- 生涯スポーツ活動を通じた世代間の交流や生きがい、健康づくりの促進
- スポーツを通じた地域活性化の推進
- 幅広い世代のニーズに応じたスポーツ環境の整備
- 継続して安全にスポーツを楽しめる施設の維持管理
- 競技スポーツの発展・競技力向上
- 障がい者スポーツの普及・理解の促進



### 市民のスポーツ・レクリエーション状況

|                                | 単位 | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市のスポーツ施設利用者延べ人数                | 人  | 614,559 | 364,983 | 447,338 | 549,088 | 554,738 |
| 何らかのスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合 ※ | %  | 57.4    | 60.3    | 59.5    | 61.2    | 59.1    |

※市民意向調査より

## 主な取組

### ① スポーツに触れる機会の充実

- 子どもから高齢者まで、市民のだれもが気軽に参加できるスポーツ教室や、家族でも楽しめる各種スポーツイベント等を開催し、より多くの参加を促します。

### ② 地域の活性化につながるスポーツ活動の推進

- スポーツ推進委員やスポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等の活動を推進することにより、身近なスポーツ・レクリエーション活動の普及とともに地域の活性化を支援します。
- スポーツを通じて地域活性化を目指す栃木県スポーツコミッションと連携し、市のスポーツ施設を活用した大会や合宿の誘致を目指します。

### ③ スポーツ環境の整備

- 市民のニーズに応じたスポーツができる環境づくりに向け、真岡市総合運動公園の整備を推進するとともに、既存施設の有効活用について検討を行います。また、スポーツ施設の予約や利用がしやすい環境づくりに努めます。
- 市民が継続して安全にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ施設の定期的な保守点検及び必要な修繕を実施します。

### ④ 競技スポーツ活動の支援

- 少年スポーツ活動における指導者の育成や各種大会への参加を支援するほか、子どもたちの競技に対する興味・関心や技術獲得への意欲を高める、プロスポーツチームとの交流機会の確保等に努めます。
- 市スポーツ協会を支援し、各専門部を中心とした大会の開催や、各種競技団体の育成強化につなげます。

### ⑤ 障がい者スポーツの普及・振興

- 障がいの有無に関わらず、だれもがスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツ教室の開催や、ルールや道具を工夫したアダプテッド・スポーツの普及に努めます。

## 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                          | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|------------------------------|----|----------------|-----------------|
| 1        | 市のスポーツ施設利用者延べ人数              | 人  | 554,738        | 620,000         |
| 2        | 何らかのスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合 | %  | 59.1           | 65.0            |

## 行政の役割と市民の心構え

### 行政の役割

- \*だれもがスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる機会を提供します。
- \*利用者の利便性や安全性などに配慮したスポーツ施設等の環境整備の充実を図ります。

### 市民の心構え

- \*スポーツ・レクリエーションを自主的に行い、日頃から体を動かすよう心掛けます。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

施策  
1-7

## 文化芸術の振興と文化財の保護・継承

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- だれもが文化芸術に触れることができます。
- 文化芸術を担う人材が育成されています。
- 文化財が適切に保存・管理・継承され、活用されています。
- 市民が郷土の歴史に関心を持っています。



### 現状と課題

#### 現状

本市では、人口減少や少子高齢化の進行により、伝統芸能等の担い手不足や、文化協会等加入者の減少など、地域で育まれた伝統文化や文化芸術活動を将来にわたり継承していくことが困難な状況が懸念されています。

一方で、価値観の多様化、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の影響から、コンサート等のオンライン配信や、美術品や文化財をウェブサイトで公開するデジタルミュージアムなど、新たに創出された鑑賞、発信方法などにより、今後、文化芸術活動の在り方が変化していく可能性があります。

こうした中、真岡市民会館は、様々な芸術鑑賞ができる場所として定着し、市民や学校教育活動の自主活動の発表の場としても広く利用されています。

また、久保記念観光文化交流館美術品展示館、まちかど美術館は、本市ゆかりの美術品蒐集家久保貞次郎の美術品を中心とした企画展に定評があり、近年は他県的美術館とも連携した企画展を実施しています。

地域の身近な文化財については、所有者・管理者の高齢化などの理由から、適切な維持管理や継承が難しくなっており、久保講堂などの市の文化財についても、魅力ある地域資源として生かしきれていない状況です。

#### 課題

- 伝統文化や文化芸術活動を担う人材の育成
- 時代や多様なニーズに対応する、デジタル技術等の専門性や多角的な視点の導入
- 文化芸術施設の適切な維持管理と認知度の向上
- 市民の郷土の歴史に対する関心や地域の文化財を主体的に保護・継承する意識の醸成
- 市の文化財の歴史的背景やストーリーの発信、利活用の拡充

#### 文化芸術事業参加状況

|             | 単位 | 令和 5 年度 |
|-------------|----|---------|
| 文化祭参加者・来場者数 | 人  | 2,756   |
| 音楽祭参加者・来場者数 | 人  | 1,533   |



#### 文化財指定登録状況

|       | 単位 | 国 | 県  | 市   | 合計  |
|-------|----|---|----|-----|-----|
| 指定文化財 | 件  | 5 | 62 | 143 | 210 |
| 登録文化財 | 件  | 2 | —  | 14  | 16  |

令和 6 年 3 月 31 日現在

### 主な取組

#### ① 文化芸術に触れる機会の充実

- 市民の文化芸術の鑑賞・体験機会や学習機会の充実を図るため、真岡市民会館及び美術館等において、魅力ある文化芸術事業や企画展等の開催に努めます。
- 市民会館において、オンライン配信等が可能な環境の整備に努めます。
- 文化芸術施設の適切な維持管理に努めます。

#### ② 伝統文化、文化芸術の担い手の育成・支援

- 真岡市の文化芸術活動や地域で育まれた伝統文化を将来にわたり継承していくため、真岡市ゆかりのアーティストや団体の登録制度の導入を検討するとともに、無形文化財後継者の育成等の支援に努めます。

#### ③ 文化協会加入団体への支援

- 市文化協会に加入する各団体が行う活動への支援を充実し、自主的かつ活発な文化芸術活動が行える土壌づくりに努めます。

#### ④ 文化財の保護・継承対策

- 市内の指定文化財の保存管理を適切に行えるよう、保持者に対する助言と支援を実施するとともに、地域に潜在する学術的な価値の高い歴史文化資源を、文化財の指定につなげていきます。
- 市民の文化財保護の意識を醸成するため、文化財めぐりや歴史教室の開催など、郷土の歴史に触れる機会を提供します。

#### ⑤ 文化財施設の活用

- 市内各所に存在する文化財の歴史的価値や魅力を広めるため、ウェブサイトを活用した情報発信を強化します。
- 岡部記念館「金鈴荘」や久保講堂及び国指定史跡桜町陣屋跡など、市の文化財について、幅広い利活用方策を検討します。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名                    | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|------------------------|----|------------------|-------------------|
| 1    | 市民会館利用人数               | 人  | 74,245           | 89,000            |
| 2    | 美術館入館者数（久保記念館、まちかど美術館） | 人  | 16,289           | 19,500            |
| 3    | 久保講堂の活用件数              | 件  | 19               | 30                |

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

- \* 文化芸術事業の企画運営や環境整備を行います。
- \* 文化活動を担う人材の育成及び文化団体の支援を行います。
- \* 文化財の保護や啓発の機会を提供するための環境を整備します。
- \* 市文化財施設に関する情報の発信や利活用方策の検討を行います。

#### 市民の心構え

- \* 自ら積極的に、文化芸術に興味を持ち活動します。
- \* 地域の歴史や文化への理解を深め、文化財を保護継承することの大切さを認識し、次世代に伝えていきます。



### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2 - ④：観光による誘客の推進



施策  
1-8

## 国際交流の推進

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 外国人市民と日本人住民が互いの生活習慣や文化を理解、尊重し合い、共に地域社会の一員として安心して暮らせるまちとなっています。
- 幅広い世代の市民が主体的に国際交流を図ることで、国際感覚が養われ、地域で活躍するグローバル人材が育まれています。

### 現状と課題

現状

本市は、外国籍市民の占める割合が高くなっており、今後も、外国人労働者の受入れを拡大するなど、国の施策に伴う外国人の流入・定住化が進むものと考えられ、外国籍市民が地域において安全・安心に暮らすための支援が重要になっています。

日本人住民と外国籍市民が、互いの文化を理解するための交流イベントや講座を開催し、交流を図っていますが、参加者は一部の市民にとどまっています。

一方、本市の国際交流は、姉妹都市であるアメリカ合衆国のグレンドーラ市に加え、オーストラリアのハーヴィー市、台湾の斗六市と友好都市の締結を行い、交流が活発化しています。

こうした中、国際化に対応できるグローバルな人材が求められていますが、国際交流を通じて国際的な視野を持ちながらも、地域社会で活躍する人材の育成は、十分に行われていない状況です。

また、海外友好都市の認知度はまだ低く、交流も特定分野や一部の世代にとどまっています。

課題

- 異文化に触れる機会の創出と交流の推進
- 国際交流に対する幅広い世代の市民・事業者等への意識付け
- 新たな交流の機会を創出する人材の育成及び関係性の構築
- 外国籍市民へのコミュニケーション支援

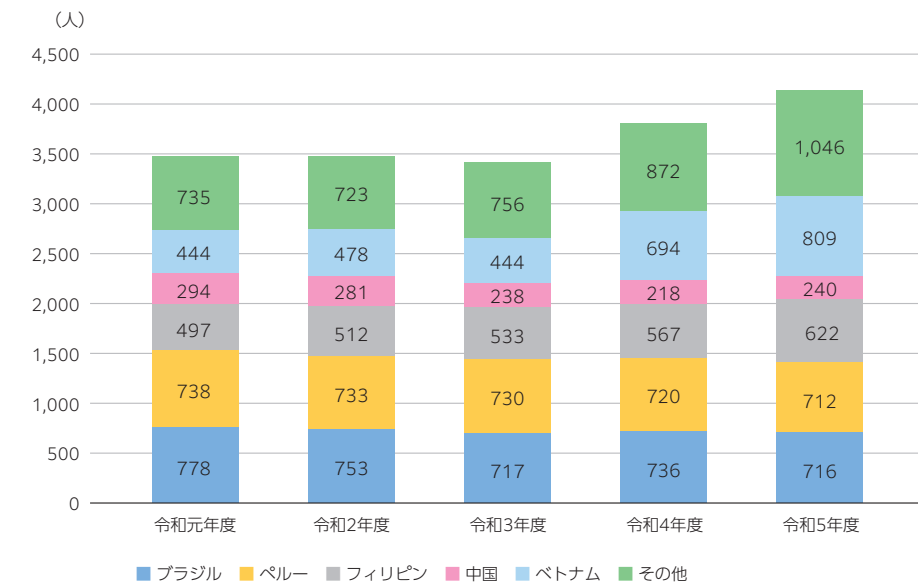


#### 国際交流の取組状況

|                   | 単位        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国際交流を行っている市民の割合 ※ | %         | 14.0  | 13.1  | 14.7  | 14.5  | —     |
| 国際交流協会会員数         | 人<br>(団体) | 142   | 74    | 74    | 96    | 97    |
| 国際交流を行っている団体      | 団体        | 14    | 10    | 10    | 11    | 11    |

※市民意向調査より

#### 本市の外国籍市民数



資料：住民基本台帳

### 主な取組

#### ① 相互理解を深める交流機会の確保

- 多くの市民が主体的に参加できる国際交流の機会として、海外友好都市との都市間交流や各種イベントを開催するほか、海外友好都市と連携し、様々な分野の交流機会の創出に努めます。
- 文化の違いを認め、互いを尊重し、異文化理解を深めるとともに、国際交流への意識付けを図るため、講座の開催や情報発信を強化します。

#### ② 国際交流を担う人材の育成

- 国際化に対応し活躍できる人材を育成するため、学校間交流や高校生の海外留学、インターンシップ等の人材交流を支援します。
- 市民主体の国際交流を促進するため、関係団体との連携を図り、交流の推進体制を強化するとともに、国際交流協会等の活動を通じ、国際交流ボランティアなどの交流の担い手の育成を図ります。

#### ③ 外国籍市民の生活環境の整備・支援

- 外国籍市民が地域において安全・安心に暮らせる環境を確保するため、日本語教室や「やさしい日本語講座」の開催、市役所窓口での通訳補助などにより、コミュニケーションを支援するとともに、雇用や災害時の情報等を発信していきます。



成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                       | 単位        | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|---------------------------|-----------|------------------|-------------------|
| 1        | 市内に住んでいる外国人と交流している市民の割合 ※ | %         | 13.5             | 14.0              |
| 2        | 外国に住んでいる外国人と交流している市民の割合 ※ | %         | 7.6              | 8.0               |
| 3        | 国際交流協会会員数（個人・団体）          | 人<br>(団体) | 97               | 110               |
| 4        | グローバル人材育成海外派遣者数（累計）       | 人         | 33               | 60                |
| 5        | やさしい日本語講座の受講者数            | 人         | 8                | 20                |

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- \* 国際交流を行う団体との連携を図り、交流の場の拡充や、交流を担う人材の育成を支援します。
- \* 多言語による相談体制を充実させ、外国籍市民が安心して暮らせる環境を整備します。

市民の心構え

- \* 国際理解に努め、積極的に国際交流の機会に関わります。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4－⑩：地域づくりの推進



政策  
2

# 「笑顔づくり」

～安心と元気アップ！～

## 施策の体系

- 施策 2-1 子育て支援の充実
- 施策 2-2 共に支え合う地域福祉の推進
- 施策 2-3 高齢者福祉の充実
- 施策 2-4 障がい者の自立と社会参加の支援
- 施策 2-5 生活保護と自立支援
- 施策 2-6 健康づくりの推進
- 施策 2-7 地域医療体制の充実

施策  
2-1

## 子育て支援の充実

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 結婚・妊娠・出産の希望がなくなっています。
- 安心して子どもを産み、育てることができています。
- 「もおかつ子」が健やかに育つことができています。



### 現状と課題

現  
状

若い世代においては、結婚に魅力や必要性を感じないなど、結婚に対する価値観も多様化し、未婚化・晩婚化が進んでいます。子育てにかかる経済的負担や仕事と子育ての両立が困難等の理由から、理想とする子どもの人数を実現することが難しいと考えている方が多い状況です。

本市の出生数は、平成 27 年から平成 30 年は 600 人台を推移していたものの、令和 4 年以降は 400 人台と減少傾向にあります。

また、女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、多様な保育サービスの提供や放課後児童クラブの必要性が高まっています。

さらに、子育てする上で経済的な不安を抱えているひとり親家庭も多くなっており、経済的支援、離婚相談等の家庭内紛争、生活介護相談などの相談も多く寄せられるほか、支援を要する児童が増えています。

こうした中、オンリーワン事業をはじめとする各種手当・助成金による経済的支援の充実に取り組んでいるほか、すべての妊産婦、子育て世帯（保護者）、子どもを対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う「こども家庭センター」を設置し、育児に関する切れ目のない相談支援を実施しています。

また、子どもの健やかな成長のため、子育ての悩みや相談に対し適切な助言及び指導等により、子育て家庭を支援するとともに、子育て中の親同士、子ども同士の交流の場として子育て支援センターを設置しています。

なお、社会問題化している児童虐待について、発生件数は年間 200 件を超え、相談件数も増え続けていますが、背景には、養育力が低い家庭ほど虐待リスクが高まるなどの要因があることから、関係機関との連携による支援を強化するとともに、児童虐待・DV 防止・ヤングケアラー啓発活動の実施と広報活動を継続的に行っています。

課  
題

- 出会い・結婚に関する情報の提供
- ライフステージに応じた切れ目ない子育て支援体制の構築
- 子育てしやすい生活環境の整備
- 孤立感や不安を抱える子育て家庭への対応
- 安心して子育てができる多種多様な子育て支援の提供
- 多様化する保育ニーズの把握・対応
- 児童虐待の深刻化等に対する対策
- 地域・学校・行政などの協働による安全・安心な子どもの居場所づくり

合計特殊出生率の推移・真岡市で子育てをしたいと思う親の割合の推移

|                       | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----------------------|----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 合計特殊出生率               | —  | 1.38  | 1.28    | 1.28    | 1.11    | 未発表     |
| この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ※ | %  | 97.5  | 98.2    | 98.5    | 98.0    | 98.0    |

※健やか親子 21 アンケートより

### 主な取組

#### ① 結婚希望者への支援

- 結婚に対する希望をかなえるため、結婚相談員による伴走型支援や婚活セミナー等による出会いの創出に努めるほか、若者の結婚の後押しとなるよう、結婚後の新生活を経済的に支援する取組を進めます。

#### ② 妊産婦・乳幼児と家族への切れ目のない子育て支援の充実

- 妊産婦・乳幼児と母親に対する切れ目のない支援策として、妊産婦等の相談・サポート体制の強化や、保健対策の実施を図るほか、妊娠・出産を希望する方への支援等に努めます。

#### ③ 負担軽減の支援の充実

- 子育て家庭の様々な不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、各種手当の支給や医療費助成など子育てに関わる経済的負担の軽減や、子育てに関する悩みの相談や情報交換を行うことのできる体制の強化など、多様な子育て支援策を推進します。

#### ④ 子育て環境の充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設の適切な確保に努めるとともに、病児・病後児保育など、保育サービスの質・量を高める特別保育の充実や保育士確保の取組を進めます。また、複合交流拠点施設「monaca」においては、子どもの心身共に豊かな成長のために図書館と遊び場の連携により、更なる子育て環境の充実に図ります。

#### ⑤ 支援を要する家庭・子どもへの支援の充実

- 子どもの権利が守られ、子どもたち一人ひとりが健全に成長できる環境づくりに向け、ひとり親家庭や多子世帯、外国籍の家庭、低所得の子育て世帯に対する生活支援に努めるとともに、虐待等を受けている子どもや障がいのある子どもの早期発見や専門的な対応ができる支援体制を推進します。

#### ⑥ 地域・学校・関係機関等との連携強化

- 「もおかつ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等がそれぞれの責務が果たせるように連携・協働するとともに、すべての子どもに安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 安心して子育てができるようワーク・ライフ・バランスについて関係機関と連携し、周知を図ります。



「笑顔づくり」 ～安心と元気アップ！～

成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                 | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|---------------------|----|----------------|-----------------|
| 1        | 合計特殊出生率             | —  | 1.11<br>(令和4年) | 1.54            |
| 2        | この地域で子育てをしたいと思う親の割合 | %  | 98.0           | 維持              |

行政の役割と市民の心構え

|                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|
| 行政の役割                                                                     |
| ＊子育て家庭や子どもに対し、個々に応じた適切な子育て支援を行います。<br>＊保育施設の確保や保育サービスの充実など、子育て支援環境を整備します。 |
| 市民の心構え                                                                    |
| ＊市民は、お互いに助け合いながら、地域ぐるみで子どもを見守り育てていきます。                                    |

|                                        |
|----------------------------------------|
| 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）                  |
| ● 1－③：雇用確保の推進<br>● 3－⑦：結婚、妊娠・出産、子育ての支援 |

施策  
2-2

# 共に支え合う地域福祉の推進

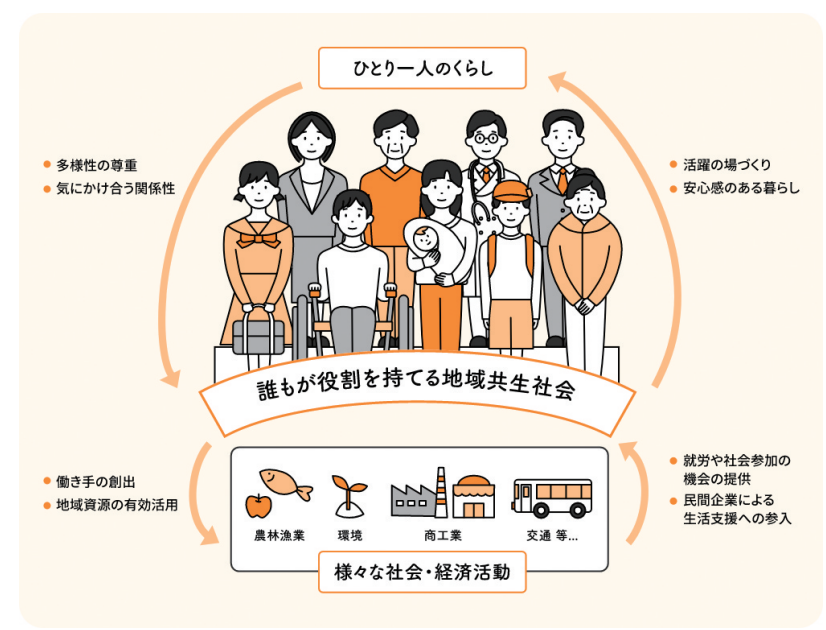


**施策の目指す未来**

- 市民・自治会・福祉団体・行政等が、支え合いの活動に協力し、地域全体で福祉を推進しています。
- だれもが支え・支えられるものであるという考えのもと、すべての人がそれぞれの役割を持ち、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくるために支え合いながら暮らしています。

## 現状と課題

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | <p>本市では、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、人と人がつながり、共に支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）に向け、包括的な支援体制づくりを進めています。</p> <p>それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員児童委員、自治会、ボランティア団体などの福祉関係者がお互いに協力し、地域における福祉課題の解決に取り組んでいく地域福祉を推進していくため、市民の福祉意識の醸成や、地域で共に支え合うコミュニティづくりが必要となっています。</p> <p>市においては、超高齢社会や人口減少が進行する中で、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を促す取組など、多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応が求められますが、地域コミュニティにおける人間関係は希薄化しており、地域福祉の活動を支える担い手の不足や高齢化なども問題となっています。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市民一人ひとりの助け合い、支え合う意識の醸成</li><li>● すべての人が地域活動に参加できる仕組みづくり</li><li>● 多様な福祉ニーズに対応するための支援体制の構築</li><li>● 地域福祉の活動を担う人材の育成・確保</li></ul>                                                                                                                                                                                                                               |



地域共生社会イメージ図（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）

## 主な取組

- 1 地域福祉の推進**
  - だれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けることができる社会の実現に向け、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援します。
  - 各種ボランティア団体の活動を支援し、民生委員児童委員など地域福祉の活動を担う人材の育成・確保に努めます。
- 2 地域活動への参加啓発**
  - 地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。
  - 高齢者が地域活動に参加できる環境づくりに向け、ミニデイホームやシルバーサロンの実施、老人クラブへの支援などを通じた、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの機会の確保、就労の機会の提供などに努めます。
  - 障がい者の創作的活動の機会を提供するとともに、障がい者の社会参加や地域交流の促進を図る地域活動支援センターの取組を支援します。
- 3 生活支援体制の整備**
  - 地域における高齢者等の日常生活上の支援体制を充実するため、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、区長や民生委員など多様な主体による協働の活動を支援します。
  - 避難行動要支援者制度の周知、啓発を行うとともに、高齢者や障がい者等の要支援者に対する個別避難計画の作成を推進し、災害発生時等における安否確認や避難誘導などの支援と対策を進めます。



## 成果指標

| 指標番号 | 指標名             | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|-----------------|----|----------------|-----------------|
| 1    | 福祉活動実施団体数       | 団体 | 227            | 250             |
| 2    | 生活支援体制整備事業実施地区数 | 地区 | 4              | 7               |

## 行政の役割と市民の心構え

- 行政の役割**
- ＊ 地域福祉活動に関する市民への啓発を進めます。
  - ＊ 民生委員児童委員協議会をはじめ、自治会や各種団体、ボランティアの取組の支援を行います。
- 市民の心構え**
- ＊ 地域福祉活動について理解を深め、地域全体で互いに助け合う活動に参加します。
  - ＊ 自分の暮らす地域を良くしたいという主体性に基づき、地域活動に積極的に参加します。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

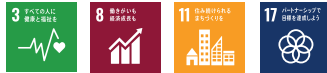
- 1-③：雇用確保の推進
- 4-⑩：地域づくりの推進
- 4-⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成



施策  
2-3

## 高齢者福祉の充実

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って、自分らしい暮らしを安心して続けています。

### 現状と課題

**現状** 本市では、65 歳以上人口の増加が急速に進み、令和 5 年の高齢化率は 28.2% まで上昇しています。今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者などの増加も見込まれます。こうした中、高齢者の介護予防のため、各種教室などの普及啓発を実施してきましたが、地域コミュニティの希薄化や感染症などの影響もあり、高齢者の外出や地域活動の機会は減少しています。また、介護が必要になっても在宅生活を希望する高齢者が多く、後期高齢者や認知症高齢者の増加もあり、介護保険サービスの需要は高まっていますが、介護を担う人材が不足している状況です。一方、高齢者の活動の場である老人クラブやシルバーサロン、自治会が運営する地域福祉づくり事業では、コロナ禍前の活動が再開されはじめ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会が戻りつつあります。

- 課題**
- 高齢者の生きがいづくりや活躍できる場の充実
  - 健康づくり施策と連携した介護予防の推進
  - 認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域社会の実現
  - 在宅福祉サービスの充実と在宅医療・介護の連携強化
  - 介護保険サービスの充実と基盤整備
  - 介護人材の確保と育成

#### 社会参加事業、介護予防事業及び見守り事業の実施状況

|                | 単位 | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|----------------|----|--------|---------|---------|---------|---------|
| シルバーサロン利用者数    | 人  | 10,916 | 3,467   | 4,570   | 5,393   | 6,541   |
| 介護予防事業参加者数     | 人  | 2,420  | 827     | 3,742   | 4,941   | 5,106   |
| 認知症サポーター養成延べ人数 | 人  | 10,354 | 10,787  | 11,085  | 11,770  | 12,308  |



### 主な取組

#### ① 高齢者の生きがいづくりの推進

- 住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、生きがいづくりや社会活動への参画支援と就労の機会の提供を推進します。

#### ② 介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化を防ぐため、40 代からの健康づくり施策と連携を図りながら、若い世代から心身の健康維持に取り組める機会を増やし、高齢者になっても継続して参加しやすい介護予防の取組を推進します。
- 地域の介護予防や認知症予防の担い手として活動する認知症予防ボランティア等の育成・支援に努めます。

#### ③ 認知症ケア体制の充実

- 認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解を深める普及啓発活動に取り組むとともに、通いの場の充実と認知症カフェや家族教室等の開催により介護者の負担軽減に努めます。

#### ④ 在宅福祉サービスと介護保険サービスの充実

- 在宅生活を希望する高齢者とその介護者を支援するため、在宅福祉サービスの充実に取組みます。
- 介護保険サービスの需要が高まる状況を踏まえ、安定的な介護保険事業の運営に努めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保に努めます。

#### ⑤ 在宅医療と介護連携の推進

- 在宅医療と介護連携の強化を図るため、医療介護連携コーディネーターを配置するとともに、在宅医療・介護関係者や地域住民への普及啓発活動を推進します。

#### ⑥ 介護人材の確保と育成

- 介護の担い手不足と介護需要の増大が深刻化することを見据え、国や県をはじめ職能団体や介護サービス事業所と連携しながら、介護人材の確保と育成、離職防止に取り組めます。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名                | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|--------------------|----|------------------|-------------------|
| 1    | 生きがいを持っている高齢者の割合 ※ | %  | 57.1             | 70.0              |
| 2    | 介護予防に取り組んでいる者の割合 ※ | %  | 43.9             | 50.0              |

※高齢者の健康状態や日常生活の状況に関するアンケート調査より（介護予防・日常生活圏域二ニズ調査）

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

- \* 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、支援体制の充実や介護予防の取組を進めます。
- \* 在宅福祉サービスの充実や、必要となる介護保険サービスの安定的な提供に向けた取組を進めます。

#### 市民の心構え

- \* 高齢者は、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、生きがいを持ち、様々な活動への参加を心がけます。
- \* 認知症などの高齢者やその家族を支える地域での活動に協力します。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1 - ③：雇用確保の推進
- 3 - ⑨：だれもが活躍できる環境づくり
- 4 - ⑩：地域づくりの推進
- 4 - ⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策  
2-4

## 障がい者の自立と社会参加の支援

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- だれもが住み慣れた地域で共に支え合いながら安心して生活しています。
- 障がい者が社会の一員として参加しています。

### 現状と課題

#### 現 状

本市では、「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、だれもが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実、地域生活支援拠点等の整備、保健医療や就労支援等の充実に取組んできました。

こうした中、障がいの状態や生活環境、家族構成などにより、障がいに関する相談内容が多様化・複雑化するとともに、障がいのある人と介助者の高齢化が進むなど、親亡き後の不安の声が高まっています。

医療的ケアが必要な児童や発達障がいのある児童については、障がいの重度化や課題の複合化により、支援ニーズも多様化しており、地域の保育所や幼稚園等において、受入れ体制の充実が望まれます。

障がいのある人に対するアンケート調査結果では、住みよいまちを作るために重要なこととして、「障がい児者への理解を促す福祉教育・広報活動の充実」や「働く場の確保」、「道路・公共施設・民間施設のバリアフリー化」、「公共交通機関の充実」などを望む割合が高くなっています。

#### 課 題

- 障がいのある人の様々な相談に対応できる体制づくりや社会参加を促す環境づくり
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 多様な福祉サービスの充実
- 障がいのある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援の提供
- 障がいのある人の就労機会の確保と就労後の相談体制の充実
- バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立っただれもが過ごしやすいまちづくり

#### 各手帳所持者数の推移

|                | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳所持者     | 人  | 2,613 | 2,594 | 2,674 | 2,718 | 2,708 |
| 療育手帳所持者        | 人  | 807   | 840   | 863   | 888   | 911   |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 人  | 430   | 475   | 529   | 568   | 621   |



### 主な取組

#### ① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

● 障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、総合的かつ専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、日常生活や社会生活を支援します。

#### ② 障がい及び障がい者に対する理解の促進

● 障がいを理由とする差別を解消するため、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がい者の権利を擁護するための取組を推進します。

#### ③ 障がい者が安心して暮らすための環境整備

● 障がいのある人が、住み慣れた地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズや状況に応じた柔軟なサービスの提供や、公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入に努めます。

#### ④ 障がい者の雇用・就労の支援

● 障がいのある人が、自分の適性と能力に応じて仕事を持ち、継続して働けるよう、就労の機会や生産活動の機会を提供し、雇用・就労支援の充実を図ります。

#### ⑤ 社会参加の促進

● 障がいのある人が生きがいを感じ、余暇を楽しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や読書活動、文化芸術活動などに親しむことのできる環境づくりを推進します。

#### ⑥ 障がい児支援の充実

● 障がいのある子どもに対し、それぞれの発達の状態や障がいの特性に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できる環境づくりに努めます。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名                                        | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|--------------------------------------------|----|----------------|-----------------|
| 1    | 障がい福祉サービスを利用している者のうち、在宅でサービスを利用している障がい者の割合 | %  | 87.0           | 91.0            |
| 2    | 福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行した障がい者の割合                | %  | 2.0            | 2.5             |
| 3    | 社会参加（他人と交流を持つこと）ができている障がい児者の割合             | %  | 50.5           | 57.5            |

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

＊障がい者支援施設等のサービスや、地域での日常生活を支えるサービスを充実します。

＊障がいのある人の雇用・就労や社会参加を支援します。

＊障がいの有無に関わらずすべての子どもが共に成長できる環境を整えます。

#### 市民の心構え

＊障がいや障がいのある人に対する正しい理解に努め、お互いを尊重し、ボランティア活動や交流活動に積極的に参加します。

＊障がいのある人の雇用・就労機会の提供や、余暇を楽しむことのできる活動への協力を行います。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1－③：雇用確保の推進
- 3－⑨：だれもが活躍できる環境づくり
- 4－⑩：地域づくりの推進
- 4－⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

「笑顔づくり」 ～安心と元気アップ！～

## 施策 2-5 生活保護と自立支援



### 施策の目指す未来

■ 生活困窮世帯や生活保護世帯などが社会的・経済的に自立できています。

### 現状と課題

|    |                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状 | 少子高齢化の進展や社会・経済情勢の変化により、生活保護世帯や生活困窮世帯に対する様々な影響が懸念されます。                                                                                       |
|    | 本市では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的な支援など、総合的なひとり親家庭等の対策に関する身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、各種支援を行っています。母子・父子家庭における自立支援相談は年々増加傾向にあります。 |
| 課題 | また、生活保護受給者に対する就労支援に取り組んでいますが、高齢者の増加や傷病等による就労能力の低下等により、実際の就労に結び付かないケースが増加しています。                                                              |
|    | ● 個々の状況に応じた自立支援の充実・強化                                                                                                                       |

### 生活保護世帯等の状況

|       | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護世帯数 | 世帯 | 502   | 507   | 516   | 508   | 510   |
| 保護人員数 | 人  | 602   | 604   | 611   | 599   | 595   |
| 保護率 ※ | %  | 7.62  | 7.72  | 7.85  | 7.70  | 7.70  |

※人口1,000人当たりの被保護者の割合  
(参考) 令和5年度 全国：16.30% 栃木県：10.50%



### 主な取組

- 1 生活保護受給者の自立支援**  
● 生活保護制度の適切な実施を図るとともに、関係機関と連携した就労の支援など、生活保護受給者の個々の状況に応じた自立のための取組を推進します。
- 2 生活困窮者の自立支援の充実・強化**  
● 経済的困窮や母子・父子家庭問題、社会的な孤立など、生活困窮者が抱える様々な問題に対応するため、自立相談支援センターを活用した寄り添い型支援による相談窓口の充実・強化や、要保護及び準要保護世帯の子どもに対する学習支援などに努めます。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名              | 単位 | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|------------------|----|----------------|-----------------|
| 1    | 就労収入増により自立した世帯数  | 世帯 | 2              | 8               |
| 2    | 相談支援から就労に結びついた割合 | %  | 13.0           | 25.0            |
| 3    | 学習支援した子どもの高校進学率  | %  | 100            | 100             |

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

＊生活の困窮している方に寄り添いながら、生活保障と自立助長に向けた支援を行います。

#### 市民の心構え

＊自立した生活の維持のため、健康管理及び就労活動等に努め、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をします。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑩：地域づくりの推進

施策  
2-6

## 健康づくりの推進

関連する SDGs



## 施策の目指す未来

■ 市民の健康意識が高まり、主体的に心と身体健康づくりに取組み、健康寿命の延伸が図られています。

## 現状と課題

## 現状

本市では、健康寿命の延伸を図るために、各世代に応じた保健事業を積極的に推進しており、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防として、各種健診の受診勧奨・保健指導等を行っています。

令和4年に発表された本市の健康寿命は、男性は伸びたものの女性は低下しています。平成28年度から令和2年度の脳血管疾患死亡率標準化死亡比においては、男女とも数値が県より高く、女性は特に高くなっており、それらの主な要因であるメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合は、県より高い傾向にあります。

市民の健康づくりを支えるため、もおか健康相談24の電話相談、まちなか保健室での健康相談、健康教室などの健康情報が得られる環境の整備を行うとともに、運動教室など継続した運動習慣を身につける機会を提供しています。

また、市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動も積極的に行われています。

自殺対策については、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死であることを踏まえ、令和元年度に「第1期真岡市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない真岡市の実現」を基本理念に掲げ、本市における自殺の現状と課題を踏まえた施策に取り組んでいます。

## 課題

- 市民が良い生活習慣を身につける
- 市民の運動習慣の継続
- 市民主体の健康づくり事業の発展・継続
- 健診の受診率向上
- 自殺予防対策

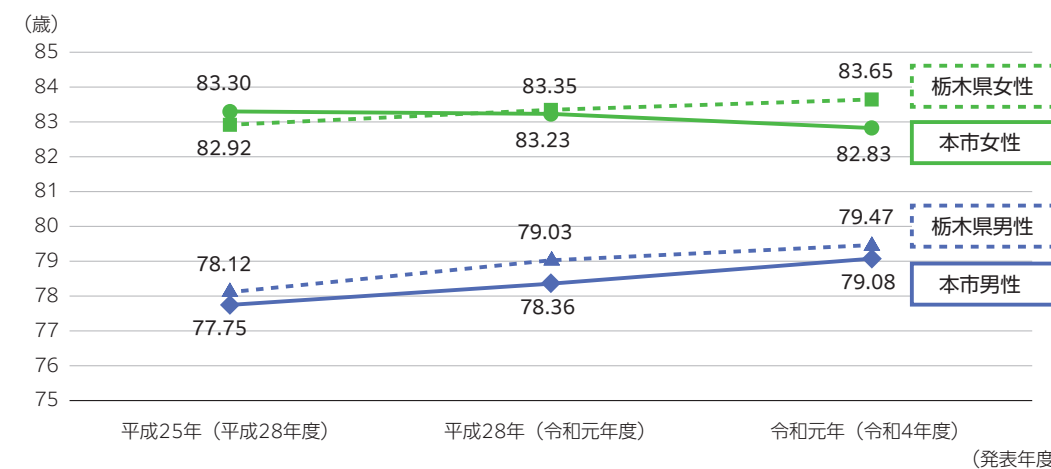


## 特定健診の状況（真岡市国民健康保険）

|                           | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診率 ※                     | %  | 45.6   | 45.4  | 38.5  | 44.1  | 44.9  | 未発表   |
| メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合 ※ | %  | 32.3   | 33.4  | 34.1  | 34.7  | 34.9  | 未発表   |

※特定健診・特定保健指導法定報告結果より

## 市町健康寿命の推移※



※日常生活に制限がない期間の平均として栃木県が算出したもの。3年間の人口及び死亡数、要介護2～5の認定者数で3年に一度算出。

## 主な取組

## ① 健康づくりの推進

- ライフステージに応じた、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒等の改善を図るため、健康・栄養相談やトータルヘルスセミナー等による生活習慣改善支援や、ちゃれんじカードによる運動習慣を身につけるための取組などに努めます。
- 市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動を推進します。

## ② 生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進

- 脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図るため、各種健診の受診勧奨や特定保健指導等の効果的な指導の実施に努めるほか、発症予防のための知識の普及啓発や、医師会と連携した個別健診の拡充、かかりつけ医と連携した重症化予防対策の実施などに努めます。

## ③ 健康を支える社会環境の整備

- 個人の心と身体健康を支える社会環境の整備に向け、まちなか保健室の利用促進やもおか健康相談24による電話相談の実施を図るとともに、関係機関等と連携し「生きることの促進要因」を増やす取組を行うなど自殺予防や防止に努めます。

成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                                 | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度)  | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|-------------------------------------|----|-------------------|-------------------|
| 1        | 健康づくりに取組んでいる市民の割合 ※                 | %  | 86.8              | 89.7              |
| 2        | 健康寿命（男性）                            | 歳  | 79.08             | 79.60             |
| 3        | 健康寿命（女性）                            | 歳  | 82.83             | 83.20             |
| 4        | 特定健診受診率（国民健康保険者）                    | %  | 44.9<br>(令和 4 年度) | 56.9              |
| 5        | メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合<br>(国民健康保険) | %  | 34.9<br>(令和 4 年度) | 21.4              |

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- ＊市民の主体的な健康づくりを支援する活動や各種健診の受診勧奨の取組を行います。
- ＊個人の心身の健康を支える身近な相談体制を整備します。

市民の心構え

- ＊市民一人ひとりが健康づくりの正しい知識を身につけ、生活習慣の改善や運動の習慣化に主体的に取り組めます。
- ＊定期的に健康診査を受診し、自らの健康管理を行います。
- ＊自分や周囲の身近な人も含めた心と身体の健康に気を配ります。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

● 4－⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策  
2-7

# 地域医療体制の充実



**施策の目指す未来**

■ 市民が生涯にわたり身近な地域で安心して必要な医療を受けることができます。

## 現状と課題

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状                                                                             | 本市には、二次救急医療機関として芳賀赤十字病院が立地しています。<br>また、多くの医療機関が休診となる休日及び夜間の初期救急については、真岡市休日夜間急患診療所において、医師会と連携し運営を行っています。<br>救急車の出動件数、搬送人員数については、人口が減少傾向にあるにも関わらず増加傾向にあります。<br>高齢化等による健康上の問題が多様化しているため、かかりつけ医を持つことを推奨しているものの、かかりつけ医を持つ市民の割合は 70% 台の状態が続いています。<br>市民が平時はもちろん災害時においても適切な医療を円滑に受けられるよう、芳賀赤十字病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携強化に向け、保健事業等に関する打合せやお薬相談会、合同研修会及び各種会議等を行い、顔の見える関係性を構築しています。 |
|                                                                                    | 課<br>題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ●地域で安心して医療を受けることができる体制の整備<br>●医療機関や医師会等関係機関との連携の強化<br>●真に必要な患者が救急医療を受けることができる環境の整備 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## 地域医療体制状況

|                       | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----------------------|----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 休日夜間急患診療所の市民利用者数      | 人  | 5,023 | 1,664   | 1,907   | 2,323   | 3,521   |
| 救急車搬送人員               | 人  | 3,590 | 3,079   | 3,246   | 3,558   | 3,934   |
| かかりつけ医を持っている市民の割合 ※   | %  | 78.3  | 77.4    | 75.5    | 77.5    | 79.2    |
| 市内の医療体制に満足している市民の割合 ※ | %  | 83.6  | 82.5    | 84.2    | 81.8    | 83.7    |

※市民意向調査より



## 主な取組

- ① かかりつけ医を持つことへの普及啓発**  
●病気の早期発見や早期治療につなげるため、日頃から健康について相談できるかかりつけ医を持つよう、市民に対する普及啓発を進めます。
- ② 地域医療を支える協力体制の充実**  
●地域医療の中心を担う芳賀赤十字病院が円滑に運営できるよう、財政支援を行うとともに、市民が身近な医療機関で予防接種や健康診査、歯科検診、お薬相談等ができるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力体制の強化を図ります。
- ③ 安定した救急医療体制の整備**  
●多くの医療機関が休診となる休日及び夜間における初期救急患者が、身近な地域で安心して受診できるよう、休日夜間急患診療所の運営を行うとともに、救急医療を必要とする人が速やかに救急車を利用できるよう、市民に対する救急車の適正利用についての周知を進めます。

## 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                 | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|---------------------|----|------------------|-------------------|
| 1        | かかりつけ医を持っている市民の割合   | %  | 79.2             | 82.0              |
| 2        | 市内の医療体制に満足している市民の割合 | %  | 83.7             | 87.0              |

## 行政の役割と市民の心構え

- 行政の役割**
- \* かかりつけ医を持つよう普及啓発の取組を行います。
  - \* 安定した救急医療体制のため、休日夜間急患診療所の適切な運営を行うとともに、救急車の適正利用の啓発に努めます。
  - \* 地域医療を支える芳賀赤十字病院や医師会等関係機関との連携を強化します。
- 市民の心構え**
- \* かかりつけ医を持ち、病気の早期発見・早期治療に努めます。
  - \* 症状に応じた適正な医療機関の受診や救急車の利用に努めます。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4 - ⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成



政策  
3

## 「にぎわいづくり」

～まちの活力アップ！～

### 施策の体系

- 施策 3-1 農業の振興
- 施策 3-2 商業の振興
- 施策 3-3 工業の振興
- 施策 3-4 観光の振興
- 施策 3-5 雇用の安定と創業支援の推進

施策  
3-1

## 農業の振興

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 収益性の高い農業生産構造が確立され、農作業の効率化と安定した農業経営が図られています。
- 「いちご生産量日本一」のまちとして、全国のいちご生産をリードしています。

### 現状と課題

#### 現状

本市では、首都圏に位置する地理的な有利性を生かし、日本一の生産量を誇るいちごをはじめ、なす、たまねぎ、トマト、にら、メロンなどの園芸作物の栽培が盛んに行われており、県内有数の産地となっています。

一方で、新規就農者は増加傾向にあるものの、担い手の高齢化により農業従事者数や作付面積は減少傾向にあり、遊休農地の増加傾向なども続いています。

こうした中、法改正により地域農業の在り方を示した地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定が義務化され、本市でも、地域の実情に合わせた地域計画を策定したところであり、この計画の実現に向けた取組が求められています。

ほ場整備については、整備が完了した地域では、農作業の省力化のため大区画化への取組が求められており、自主的に取組む農業者もいる一方で、整備が未完了で農業生産の基盤が十分でない地域では、生産基盤を整備する事業の検討を進める必要があります。

農業における生産性の向上や農作業の効率化、省力化を図るため、ICT 機器やロボット技術などを活用したスマート農業を推進しています。

農業の持続性を高めるために、化学肥料や農薬の使用量抑制や有機農業の推進など、農業生産における環境負荷低減の取組が求められています。

農産物販売交流施設いがしら「あぐりっ娘」や道の駅にのみやの尊徳物産館では、本市農産物の販売額が増加しており、本市の魅力を伝える施設として、今後も活性化が求められています。

また、グリーンツーリズムでは、農業体験など本市農産物の更なる魅力を発信する事業を推進し、農業を通じた地域活性化及び本市への移住・起農につなげていく必要があります。

くわえて、増加するインバウンド需要に農村地域が対応し、訪日外国人を対象とするビジネスやツーリズムを創出していくことが求められています。

#### 課題

- 担い手の確保と農業における所得の向上
- いちごを含む園芸作物の生産拡大
- 農業経営の効率化
- 農用地の有効利用
- 農業における環境負荷の低減
- 都市と農村の交流促進
- 農産物を通じた本市の魅力を伝える環境づくり
- インバウンド受入れ体制の整備



#### 本市農業者等の推移

|                 | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定農業者数 ※ 1      | 人  | 546   | 529   | 526   | 535   | 521   |
| 新規就農者数 ※ 2      | 人  | 11    | 18    | 21    | 30    | 35    |
| 集落営農組織数         | 組織 | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| いちご農家数 ※ 3      | 戸  | 449   | 439   | 431   | 420   | 413   |
| 園芸農家数（いちご除く）※ 3 | 戸  | 463   | 445   | 412   | 393   | 402   |

※ 1 市の認定数

※ 2 芳賀農業振興事務所実施の「新規就農者調査」より

※ 3 JA しが野への出荷者数

### 主な取組

#### ① 持続可能な農業の環境づくり

- 真岡市の豊かな農業の生産環境を将来にわたり引き継ぐため、担い手への農地の集積・集約化を促す取組に加え、認定農業者における農業経営の改善や法人化などに必要な助言を行う取組を進めます。
- 新たな担い手を確保するため、県内外の就農相談会に出展し、就農を希望する人材を確保するとともに定着を促す支援策の実施に努めます。
- 環境に配慮した農業を推進するため、有機農業や減農薬栽培などに取組む農家の支援に努めます。

#### ② 農業の生産性及び所得向上への支援

- 作業時間や作業負荷を低減し、農作業における生産性・効率性の向上を図るとともに、生産規模を拡大するなど、将来にわたり安定的な農業経営を引き継げるよう、環境測定装置などの ICT 機器のほかドローンや自動走行農機など先端技術を活用したスマート農業機械の導入を支援する取組に努めます。
- いちごを含む園芸作物の生産拡大を図るため、施設整備などを支援する取組に努めます。
- 農業分野の6次産業化の推進を図り、いちごをはじめとする本市農産物の付加価値を上げることにより、本市の魅力発信につなげていきます。

#### ③ 本市農業の魅力発信

- いがしらリゾートにおいて、いちごをはじめとする本市農産物の魅力を広く発信するため、井頭観光いちご園の拡大のほか、野菜の収穫体験園場の運営やあぐりっ娘の魅力向上などに努めます。
- 都市と農村の交流を促すため、グリーンツーリズムの担い手の確保や推進体制の強化を図りながら、各種事業を実施するとともに、増加するインバウンドの需要に地域が対応できるよう、体制の整備に努めます。



#### 用語の解説

6次産業化：農林漁業（1次産業）や製造業（2次産業）、小売業やサービス業（3次産業）など複数の産業を総合的かつ一体的に推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|--------------------|----|------------------|-------------------|
| 1        | いちご生産量 ※ 1         | t  | 6,879            | 7,500             |
| 2        | いちご販売額 ※ 1         | 億円 | 86.8             | 100.0             |
| 3        | 園芸作物販売額（いちごを除く）※ 1 | 億円 | 17.5             | 17.5              |
| 4        | 新規就農者数             | 人  | 35               | 35                |
| 5        | 担い手農家への農地集積率 ※ 2   | %  | 62.3             | 65.0              |

※ 1 JA はが野の集計  
※ 2 国の「担い手の農地利用集積状況調査」より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

\* 安定した農業経営が行える環境をつくれます。

\* 「いちご生産量日本一」を守り、真岡市の農業の魅力を高めます。

市民の心構え

\* 地産地消に取り組めます。

\* 農業者は農地を適切に管理し、生産性の向上に取り組めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1－②：魅力ある産業の振興
- 1－③：雇用確保の推進
- 2－④：観光による誘客の推進
- 2－⑤：ひとの流れの創出
- 4－⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

施策  
3-2

## 商業の振興

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 中心市街地をはじめ、身近な生活圏での商業・サービスが確保されています。
- 商業・サービス業者の経営の安定が図られています。

### 現状と課題

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | 本市では、人口減少や少子高齢化、大型小売店の郊外への立地、消費者の購買行動の変化等により、中心市街地における空き店舗の増加や空洞化が顕著となっており、イベント開催時は多くの人で賑わうものの、一時的なにぎわいとなっています。                                                                                                                                                                                                                           |
|        | また、個人商店の経営者の高齢化が進んでいることから、キャッシュレス決済への対応の遅れや、後継者不足による廃業が多くみられます。<br>空き店舗情報の不足から空き店舗と創業希望者がマッチングできないといった問題があります。<br>また、門前地区などでは、若い人たちが空き店舗等を生かした新たなショップを開くなどの動きがみられますが、空き店舗を活用して創業しても数年で閉店してしまう店舗もある状況です。<br>商店街の活性化や個人商店における経営力・魅力向上に向け、商工団体と連携し、プレミアム付き商品券発行事業への支援を行っていますが、長引く景気低迷により地域経済が停滞していることに加え、エネルギー価格や物価高騰等が続いており、事業者の経営を圧迫しています。 |

|        |                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 空き店舗と創業希望者のマッチング</li><li>● 中心市街地における空き店舗の利活用促進</li><li>● 商工団体、民間や NPO 等との連携強化</li><li>● 事業者の経営安定化</li></ul> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



#### 商業の状況

|           | 単位  | 総数    | (参考)<br>卸売業 | (参考)<br>小売業 |
|-----------|-----|-------|-------------|-------------|
| 事業所数 ※    | 事業所 | 569   | 92          | 477         |
| 従業者数 ※    | 人   | 4,253 | 523         | 3,730       |
| 年間商品販売額 ※ | 億円  | 1,216 | 414         | 802         |

※令和3年経済センサス結果報告書より

### 主な取組

#### ① 事業者支援の充実

- 商店街の活性化や個人商店における経営力・魅力向上に向け、商工団体等と連携した支援を行っていきます。

#### ② 中心市街地の活性化

- 中心市街地の商店街の活性化やにぎわいの創出を図るため、空き店舗等の利活用を促す支援や PR の強化、複合交流拠点施設「monaca」を絡めた回遊性の創出、イベントの開催に対する支援などに努めます。
- 新規創業者の育成・支援や空き店舗を活用した創業者への支援に努めます。

#### ③ 商工団体等との連携強化

- 商工団体や民間、NPO などとの連携を図りながら、空き店舗情報の共有や創業者支援に努めます。
- 商業後継者の育成・支援の取組や、地元商店街の活気を取り戻す支援策の実施に努めます。

### 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名                                | 単位 | 現状値<br>(令和5年度)  | 目標値<br>(令和11年度) |
|----------|------------------------------------|----|-----------------|-----------------|
| 1        | 年間商品販売額                            | 億円 | 1,216<br>(令和3年) | 1,222           |
| 2        | 市の補助制度を受けた空き店舗活用件数<br>(令和2年度からの累計) | 件  | 11              | 37              |
| 3        | 日常の買い物の便利さを感じている人の割合 ※             | %  | 63.1            | 65.6            |

※市民意向調査より

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

- \* 商業・サービス事業者の事業活動の継続を支援します。
- \* 魅力的でにぎわいのある商業の振興に努めます。

#### 市民の心構え

- \* 商業・サービス事業者は、販売力強化に努めます。
- \* 消費者は、地元の商店や飲食店を積極的に利用します。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-②：魅力ある産業の振興
- 1-③：雇用確保の推進
- 2-④：観光による誘客の推進
- 2-⑤：ひとの流れの創出
- 4-⑩：地域づくりの推進



施策  
3-3

## 工業の振興

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 既存企業や地場企業等の市内定着や競争力強化が進み、工業の振興が図られます。
- 新たな産業団地が整備され、優良企業が誘致されています。

### 現状と課題

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現<br>状 | <p>本市では、東京から約 90km 圏内に位置する有利な立地条件のもと、これまでに真岡第 1 から第 5 工業団地及び大和田産業団地の整備を行い、企業誘致に取り組んできたことにより、現在、95 の企業が操業しています。</p> <p>こうした中、県内他市町では企業誘致の受け皿となる産業団地の整備が進められ、自治体間の競争は厳しさを増していますが、現在、本市においても持続的に発展していくまちを目指し、既存の工業団地や産業団地の操業環境を保全するとともに、将来にわたる雇用の機会を創出し、人口減少の抑制や財政基盤の確立を図るため「真岡てらうち産業団地」の整備と企業誘致を推進しています。</p> <p>本市に立地する企業には、同一敷地内における基幹的設備の設備投資への支援を行っていますが、一部で本市から撤退する企業も出てきています。</p> <p>また、中小企業を中心として、人口減少等による人手不足や後継者不足の問題が深刻化しています。</p> |
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 企業誘致の推進</li><li>● 立地企業の設備投資の促進</li><li>● 中小企業における業務の効率化及び生産性向上への対応</li><li>● 真岡てらうち産業団地の整備</li><li>● 工場跡地の有効利用</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |

#### 工業の状況

|             | 単位  | 総数     | 参考                    |
|-------------|-----|--------|-----------------------|
| 事業所数 ※      | 事業所 | 157    | 従業員 4 人以上の従業員数 事業所が対象 |
| 従業者数 ※      | 人   | 12,478 |                       |
| 年間製造品出荷額等 ※ | 億円  | 6,327  |                       |

※令和 3 年真岡市の工業より

### 主な取組

#### ① 企業支援の充実

- 本市の工業機能の維持・強化を図るため、既存の工業団地や産業団地の操業環境を保全するとともに、立地企業に対する優遇措置の実施や定着化促進の支援を行っていきます。また、工場跡地取得企業に対しては、有効利用促進の支援に努めます。
- 中小企業に対しては、円滑な事業承継、新技術の開発及び産業財産権の取得などに対する支援や本市の制度融資の充実を図るとともに、商工団体や関係機関と経営相談体制の充実を図ります。また、人手不足に対応するため、各種支援に努めます。

#### ② 真岡てらうち産業団地の整備及び企業誘致の推進

- 本市の産業の活力強化に向け、真岡てらうち産業団地の整備を推進し、社会経済情勢の変化や工場立地の動向等を踏まえた企業の誘致を図るとともに、将来にわたる雇用機会の創出につなげていきます。

### 成果指標

| 指標<br>番号 | 指標名            | 単位  | 現状値<br>(令和 5 年度)  | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------|----------------|-----|-------------------|-------------------|
| 1        | 真岡てらうち産業団地の分譲率 | %   | 0.0               | 100               |
| 2        | 事業所数           | 事業所 | 157<br>(令和 3 年)   | 160               |
| 3        | 年間製造品出荷額等      | 億円  | 6,327<br>(令和 3 年) | 6,453             |

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

- \* 工業団地や産業団地の良好な操業環境を整備・確保します。
- \* 企業が定着しやすく、新たに進出しやすい施策を推進します。

#### 市民の心構え

- \* 事業者は、行政による工業振興施策に協力し、積極的に地域の活性化に寄与します。

### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-①：企業誘致・定着化の推進
- 1-②：魅力ある産業の振興
- 1-③：雇用確保の推進



# 施策 3-4 観光の振興

関連する SDGs

2 気候変動に具体的な対策を

4 質の高い雇用を創出

8 持続可能な成長を促進

9 産業・科学の革新を促進

11 持続可能な都市を創出

12 つくばる資源

## 施策の目指す未来

- 本市の魅力や観光情報が十分に発信されています。
- 多くの人が訪れ、にぎわいであふれています。



## 現状と課題

**現状**

本市では、「いちご」「SL」「真岡木綿」の3大観光資源を中心に、「真岡の5大夏祭り（真岡の夏まつり、久下田祇園祭、真岡の灯ろう流し、もおか木綿踊り、尊徳夏まつり）」や、「一万本桜まつり」等の観光イベント、大前神社・高田山専修寺、桜町陣屋跡等の文化施設を活用した観光誘客を行っています。

また、「いちご王国栃木の首都もおか」として「いちご」の魅力をデジタルで発信することで、ブランド力・認知度の向上を図っています。

そのほか、映画やCMなどのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッション事業を推進しており、NHK大河ドラマが撮影されるなど、メディアを活用した本市の知名度向上の取組を進めています。

現在、観光客入込数は、コロナ禍に伴う減少傾向からやや回復の兆しがみられていますが、今後、観光客のトレンドや質の変化から中心市街地における交流人口の減少が懸念されており、コロナ禍前までの水準に回復するのは難しい状況であると推察されます。

その一方で、訪日外国人観光客数は着実な回復を見せており、今後も上昇傾向が見込まれているものの、本市を訪れる外国人宿泊客数に大きな変化がないことから、外国人観光客も含めた新たな観光客層の獲得や効果的な情報発信が必要であると考えられます。

こうした中、地域資源の活用として、自然豊かな「井頭公園」と周辺施設の「井頭温泉」、「井頭温泉チャットパレス」、「あぐりっ娘」、「観光いちご園」等を一体化した「いがしらリゾート」の整備を進め、「アウトドア」を魅力とした新たな観光ゾーンの創出を図るとともに、複合交流拠点施設「monaca」の開館による中心市街地の交流人口の増加を図っています。

**課題**

- 地域資源の活用
- 新たな観光客層の獲得
- 観光情報の発信

### 観光客入込数及び客一人当たりの消費額

|                | 単位  | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 観光客入込数 ※ 1     | 人   | 3,177,751 | 1,784,577 | 1,579,223 | 1,952,912 | 2,562,828 |
| 客一人当たりの消費額 ※ 2 | 人/円 | 845       | 922       | 996       | 1,007     | 1,028     |

※ 1 栃木県観光客入込数統計調査より  
※ 2 「久保記念観光文化交流館観光物産館」「真岡木綿会館」「SLキューログ館」「井頭公園」「井頭温泉」「井頭温泉チャットパレス」「あぐりっ娘」「もおか鬼怒公園ゴルフ倶楽部」「道の駅にのみや」の売上高を観光客入込数で割り出して算出。

## 主な取組

- 1 地域資源を活用した誘客**
  - 「いちご」「SL」「真岡木綿」の観光資源を活用した誘客や、近隣市町との情報交換等の連携による広域的な観光振興を継続するとともに、「いがしらリゾート」の整備や PR 活動を推進することで、地域資源の活用による新たな観光客層の獲得を図ります。
  - 映画や CM などのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッション事業を推進することで、本市の知名度向上や新たな地域資源の発掘を図ります。
- 2 観光情報の発信力強化**
  - デジタルマーケティングを活用し、外国人観光客を含めた新たな観光客層に本市の魅力や観光情報を効果的に発信するとともに、市内の飲食事業者等の情報発信の基盤となる Google ビジネスプロフィールの推進をすることで、総合的な観光情報の発信力強化を図ります。
- 3 中心市街地の回遊性の向上**
  - 中心市街地の観光施設である、久保記念観光文化交流館、真岡木綿会館、岡部記念館「金鈴荘」、SL キューログ館と複合交流拠点施設「monaca」が相互に連携することで、回遊性の向上を図り、中心市街地のひとの流れの創出に努めます。

## 成果指標

| 指標番号 | 指標名        | 単位  | 現状値<br>(令和5年度) | 目標値<br>(令和11年度) |
|------|------------|-----|----------------|-----------------|
| 1    | 観光客入込数     | 人   | 2,562,828      | 2,800,000       |
| 2    | 客一人当たりの消費額 | 円/人 | 1,028          | 1,400           |



## 行政の役割と市民の心構え

- 行政の役割**
- ＊ 地域資源・観光施設・文化施設等を活用した誘客に努めます。
  - ＊ メディアの有効活用やデジタル技術の活用による情報発信に努めます。
  - ＊ 中心市街地の回遊性向上に努めます。
- 市民の心構え**
- ＊ 本市の魅力や観光情報の発信、観光イベント等の誘客の取組などに協力します。

## 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2-④：観光による誘客の推進
- 2-⑤：ひとの流れの創出
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

**用語の解説**

Google ビジネスプロフィール：Google 検索や Google マップで検索した時に表示される店舗等のビジネス情報についてオーナー自身が編集管理をしたり、情報発信することができる地域観光情報発信のツール。

施策  
3-5

## 雇用の安定と創業支援の推進

関連する SDGs



### 施策の目指す未来

- 雇用先が充実し、勤労者が安心して仕事ができ、また、創業者への支援により産業が活性化しています。

### 現状と課題

- 現状**
- 令和 5 年度の真岡公共職業安定所管内における平均有効求人倍率は、1.06 倍となっています。本市では、合同就職面接会や合同企業説明会を開催し、雇用機会の確保に努めるとともに、市外在住者の U I J ターン就業を促進するための施策を行っています。
- 進学等で東京圏へ転出した若者は、就職時に U ターン就職しない傾向にあり、特に若年層の女性は顕著であることから、合同就職面接会の参加者も横ばいの状況です。
- また、本市に立地する企業の割合を見ると、製造業が多く、事務職系の企業が少なく、女性の働き口の選択肢が限られている状況にあることも、U ターン就職の少ない要因と考えられます。
- 新たな雇用の創出や地域の活性化に向け、創業希望者に対する支援も行っていますが、希望者のニーズが十分に把握できていない状況です。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した、多様な働き方を促進するため、国や県と連携し、セミナー及び相談会を実施しています。

- 課題**
- 雇用や就職、創業に関する情報の周知
  - 若者の U I J ターン就職の増加
  - 女性雇用の創出
  - 創業者の育成支援



#### 雇用に関する状況

|                 | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----------------|----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 有効求人倍率（管内の年度平均） | 倍  | 1.24  | 0.88    | 1.05    | 1.19    | 1.06    |
| 就職率（管内の年度平均）    | %  | 31.52 | 27.97   | 30.84   | 31.04   | 28.90   |
| 完全失業率（全国の年平均）   | %  | 2.4   | 2.8     | 2.8     | 2.6     | 2.6     |

### 主な取組

#### ① 雇用機会の創出と確保

- 新規学卒者を含めた勤労者が安心して働ける場を確保し、事業者が求める労働力や人材の獲得が適切に行われるよう、双方のマッチングを考慮した合同就職面接会や合同企業説明会の開催、地場中小企業の人材確保を促す就業支援策に努めます。
- 若年層の女性の雇用を促進するため、事務系をはじめとした様々な業種の企業への支援に努めます。
- 雇用の場の確保を図るため、本社やサテライトオフィス等を市内に開設する企業への支援に努めます。

#### ② 労働環境改善の推進

- ワーク・ライフ・バランスに配慮した、多様な働き方や暮らし方を選択・実現できる労働環境づくりに向けた取組を進めます。

#### ③ 創業者への支援

- 地域の産業の振興や雇用の増大、新たな価値の創出などに寄与する創業者の育成に向け、創業者のニーズの把握を行うとともに、市制度融資の活用や創業セミナーの開催など、若者や女性を中心とした創業支援の取組を進めます。

### 成果指標

| 指標番号 | 指標名                     | 単位 | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|------|-------------------------|----|------------------|-------------------|
| 1    | 有効求人倍率                  | %  | 1.06             | 1.10              |
| 2    | 市の補助制度を受けた創業者数 ※        | 件  | 10               | 15                |
| 3    | オフィス進出等促進補助金を受け、開設した企業数 | 社  | —                | 1                 |

※「真岡市商工振興資金」、「真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金」の利用者

### 行政の役割と市民の心構え

#### 行政の役割

- \* 事業者に対し、雇用機会の創出と労働環境改善を働きかけます。
- \* 地域で活躍する創業者の育成・支援に努めます。

#### 市民の心構え

- \* 事業者は、雇用機会の確保や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な働き方が選択できる環境づくりに努めます。
- \* 地域資源の新たな価値を見出す創業者が生まれます。



### 施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1 - ③：雇用確保の推進
- 2 - ⑥：若者の定住促進
- 3 - ⑨：だれもが活躍できる環境づくり